

○大野市麻那姫湖青少年旅行村設置条例

平成17年9月26日

条例第41号

大野市麻那姫湖青少年旅行村設置条例（平成元年条例第6号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 恵まれた自然環境の中で野外活動を通じて、健全な青少年の育成を図るため、大野市麻那姫湖青少年旅行村（以下「旅行村」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 旅行村の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 大野市麻那姫湖青少年旅行村（中島地区）

(2) 位置 大野市中島28字

（施設の種類）

第3条 旅行村の施設は、次のとおりとする。

(1) バンガロー

(2) 多目的グラウンド

(3) バーベキューサイト

(4) テントサイト

(5) 芝生広場

(6) 附属施設

（指定管理者による管理）

第4条 旅行村の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に旅行村の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 旅行村の維持及び管理に関する業務（市長が定めるものを除く。）

(2) 利用の許可及び利用の取消しに関する業務

(3) 利用に係る料金の徴収に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、旅行村の運営に関して市長が必要と認める業務

（閉村期間）

第5条 旅行村の閉村期間は、12月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第6条 旅行村の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、旅行村の管理上支障があると認められるとき、又は市長が適当でないと認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等の制限)

第9条 利用者は、旅行村を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用に係る許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。

(3) 使用料を納期限までに納付しないとき。

(4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、旅行村の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市長は、その責めを負わない。

(使用料)

第11条 旅行村の使用料の額は、別表のとおりとする。

2 旅行村を利用しようとするものは、旅行村の利用の許可を受けたとき、前項の使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 旅行村の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設等を利用することができないとき。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第10条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第15条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があるとき、その額を減額し、又はこれを免除することができる。

(指定管理者による管理における適用)

第16条 第4条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第5条から第7条まで及び第9条から第13条までの規定の適用については、第5条ただし書中「市長が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て」と、第6条、第7条、第9条及び第10条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「市長」とあるのは「市長及び指定管理者」と、第11条第1項中「旅行村の使用料の額は、別表のとおりとする。」とあるのは「旅行村の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、

指定管理者があらかじめ当該利用料金について市長の承認を受け、別表に定める額の範囲内で定めるものとする。この場合において、当該利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第12条中「市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。」とあるのは「指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。」と、第13条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第18条 市長は、詐欺その他の不正の行為により、この条例に定める使用料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に、改正前の大野市麻那姫湖青少年旅行村設置条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(指定管理者移行までの間の経過措置)

3 平成18年9月1日（同日前にこの条例による改正後の大野市麻那姫湖青少年旅行村設置条例第4条の規定により指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日）までの間は、大野市麻那姫湖青少年旅行村の管理については改正前の条例の例による。

(指定管理者不在等期間の使用料)

4 第4条の規定により大野市麻那姫湖青少年旅行村（中島地区）を指定管理者に管理を行わせる場合において、市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の

停止を命じた場合は、その時（以下この項において「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの期間においては、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、指定管理者不在等開始時直前における第 16 条において適用する第 11 条第 1 項の承認に係る利用料金の額を使用料として徴収することができる。

附 則（平成 23 年条例第 8 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年条例第 46 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年条例第 9 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年条例第 34 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の別表の規定は、令和 7 年 7 月 1 日以降の利用から適用する。

別表（第 11 条関係）

旅行村使用料

（単位：円）

施設名	単位	区分	金額
バンガロー	1 棟	1 泊	4,000
		日帰り	2,000
多目的グラウンド	1 時間		400
バーベキュー炉	1 炉	日帰り	1,100
テントサイト	1 張	1 泊	2,500
入村料	1 台 1 日	普通車（定員 8 名まで）	1,300
		中型車（定員 25 名まで）	1,950
		大型車（定員 26 名以上）	2,600

備考 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。